

西淀川高等学校 模擬裁判授業

法教育委員会

当委員会では、平成21年から、大阪府立西淀川高等学校において、2年生を対象に模擬裁判授業を行ってきました。しかし、同校では平成29年度から入学者の募集が停止されており、同校における模擬裁判授業は本年が最後となりました。以下、西淀川高校の門谷教諭及び授業を担当された4名の委員からの感想をご紹介します。

門谷 充男 教諭

西淀川高校では、ここ10年近く毎年2年生で「模擬裁判授業」に取り組んできました。前任のベテラン教員が現代社会の授業の一環として始めたのですが、授業担当者が若い教員に変わっても継続して取り組んできました。

事前学習として夏休みをはさみ数回に分け、原則全員参加で大阪地方裁判所の法廷見学を行います。その後2学期当初から中間考査まで8時間ほど裁判に関する授業を行います。そのうち3回、クラスごとに弁護士さんに授業をしてもらいます。1回目は「弁護士の仕事」「刑事裁判とは」のテーマ。2回目はシナリオに基づいた論点整理。そして3回目が2時間連続で本番の模擬裁判です。今年度は『淀川書店』強盗致傷事件のシナリオを用い、4クラスで実施しました。

社会科教室を法廷に作り変え法服もお借りして、厳粛な雰囲気の中で模擬裁判が始まります。シナリオ読み合わせに1時間、その後2班に分かれて評議を行い、最後に裁判長が判決文を読み上げます。評議は必ずしも深い議論になるとは限りませんが、生徒なりに考えて意見を戦わせます。予期しない新たな視点が出てくることもあります。今年の判決結果は、4クラス中2クラスが有罪、2クラスが無罪でした。

生徒からは「一つの視点で考えるのではなく、色々な視点で考える事ができて良かった」「細かく再現されていて本物の裁判を見ているみたいだった」「模擬裁判を経験して裁判の見方が変わった」「本当の裁判なら人生を左右するような場を体験できてとてもよかった」などの感想が出されました。

西淀川高校は府立高校再編整備計画に基づき2019年

3月で閉校となります。今の2年生が最後の学年です。市民として、主権者として生きていく上で「模擬裁判授業」の果たす役割は非常に大きいと考えますが、この「模擬裁判授業」をはじめ、西淀川高校で築き上げて来た教育実践が一つずつ「最後」になっていくのは残念でなりません。

堤 馨正 委員

本年9月から10月にかけて3回にわたり、西淀川高校での「模擬裁判」授業を支援しました。模擬裁判のシナリオは法教育委員会が作成したもので、争点は被告人の犯人性になっています。

1回目の支援授業は、刑事裁判全体についての説明を、2回目の支援授業は、法教育委員会で作成したワークシートに基づいて、高校生に被告人が犯人といえるか否か考えてもらいました。

最後の3回目の支援授業は、2コマ連続の授業で、1コマ目はシナリオを高校生たちだけで、学校の先生や弁護士が中断して説明を入れることなく、ロールプレイしてもらいました。多少照れがみられた生徒もいましたが、おおむね真剣に演じてくれていました。2コマ目は、裁判官・裁判員役の生徒だけではなく、検察官役、弁護人役、証人役、被告人役等クラス全員でシナリオについての評議を行いました。

シナリオは強盗致傷の事案で、被告人の犯人性が争点となっており、間接事実の評価、証人の信用性等が問題になるように作られています。評議では、これらの点について、生徒たちは自分の経験則に基づき熱心に議論してくれました。

評議のあと、被告人役の生徒が「先生、結局、この

被告人犯人なん？答えはどっち？」と私に質問してきました。私は、「このシナリオは我々が作ったシナリオだから、被告人が犯人か、犯人ではないかという答えはないよ。ゲームや小説だったら、この人が犯人でしただって最後に教えてもらえるよね？でももし、みんなが、裁判員になったら、目の前の被告人が犯人か犯人ではないか、という答えは誰も教えてくれないよ。裁判員になったみんなが、他の裁判員や裁判官と議論をしながら答えを出さないといけない。そして、答えを出したあとも、その答えが正解か不正解かということも誰も教えてくれない。裁判の結果について、この世で一人答え合わせが出来る人がいるとしたら、被告人自身だろうね。」と答えました。この答えを聞いたときに生徒たちが驚いた表情をしていたのが、とても印象に残っています。神ならぬ人間が事実認定をする難しさ、そして、その厳しさや責任というものが少しでも伝わればいいなと思っています。

伊藤太一 委員

私は、本年から弁護士職務経験の制度に基づき、弁護士活動をしているものであるが、その一環として入った法教育委員会の業務として西淀川高校における模擬裁判授業を行った。授業は、一般的な刑事手続に関する授業1回、模擬記録に即した争点整理のための授業1回、模擬裁判本番1回の合計3回であった。

生徒の反応にはかなりの幅が合ったように思われる。裁判というものを非日常的に捉える感覚自体、実務家である我々からすると良い意味で新鮮であったが、非日常的であるが故に興味関心を持つ生徒から、自分とは無関係のことであるとして、全く関心を示さない生徒までいた。台本ありの模擬裁判という性質上、ある程度やむを得ないとはいえ、卒業後、すぐに成人となり、裁判員になり得る高校生という立場を考えると、一抹の不安がよぎったことは否定できない。

私は、裁判官時代、複数回、裁判員の評議を行ったことがあるが、高校生の評議であっても、証拠に基づ

き議論をするという姿勢が感じられる者がいたことはうれしかった。一方で、面倒くささなどから議論を投げける者も見受けられたところであるが、その一端には、「懲役」をはじめとする刑罰に対する感覚がないところもあるのだろう。そのこと自体やむを得ないことであるが、刑罰とはいえ、人を社会から5年・10年隔離するということの重みや刑事政策についても裁判員になる可能性を有する高校生に対する教育内容に入れておくべきではないかと思われる。

上記のように、課題と希望が交錯する模擬裁判授業であるが、課題の中には、私の授業技術の稚拙さによるものもあると思われる。また、裁判を体験すること自体が重要であることは、我々法曹も修習等で感じているところであろう。今後も、同種の企画を発展させていきたい。

山本洋季 委員

1 私は、もとは検事なのですが、現在、弁護士職務経験制度を利用して弁護士として活動しており、今回、西淀川高校での模擬裁判授業に派遣していただきました。

事件の概要や授業の全体像については他の方がお書きになっていると思いますので、ここでは私の感想を述べさせていただきます。

2 派遣初回の授業では、自己紹介を済ませた後、事前に作成したレジュメに基づいて刑事訴訟法の基礎を説明したのですが、「疑わしきは被告人の利益に」などの刑事訴訟の原則がどれくらいきちんと伝わったかは、正直不安でした。この時は。

2回目の派遣授業日は、私が開始時間に遅刻するという大失態を演じつつも（大変ご迷惑をおかけいたしました。）、本件の記録に即し、各事実の意味について意見を聞いていったのですが、よく発言する生徒とそうでない生徒がおり、本番の評議に不安を残したと思っていました。この時も。

3 そんな中で迎えた模擬裁判本番。生徒たちが慣れ

ないながらもシナリオに従って裁判を進め、裁判自体はうまくまとまりました。

その後の評議は2班に分かれて行い、私はそのうちの1班の司会を行ったのですが、それまでの不安とは裏腹に、生徒それぞれが、有罪とすべき根拠・無罪とすべき根拠について、きちんと自分の意見を話してくれました。

反対の立場の生徒の意見を聞いて、それに対する反論をしたり、場合によっては相手の意見を容れて意見を変える場面も見ることができ、いい評議になったのではないかと思います。その結果、我が班が出した結論は刑事訴訟の原則にのっとり、「疑わしいものの、無罪」。

生徒自身がよく考え、きちんと評議してくれたことは、大変うれしかったです。

最後に、西淀川高校での模擬裁判は今年度が最後になるとのことで、そのような機会において、私自身も多くのことを学ばせていただいたと思います。どうもありがとうございました。

田島佑規 委員

1 はじめに

私はこのたび初めて模擬裁判授業を経験しましたが、全3回にわたり継続的に同じクラスを担当する中で、生徒たちの考え方が少しずつ変化していく姿を見ることができました。授業を通じて感じた生徒たちの変化を、少しでも共有できればと思います。私の感想を述べさせていただきます。

2 刑事裁判というルールとの出会い

今回の模擬裁判で扱う事件は、被告人が犯人性を争う内容です。

最初この事件に触れた生徒たちは、思い思いに事件に対する意見を述べていました。「この人の発言は信用できない。」「犯人に決まっている。」「本当はこっちがグルなんじゃないの？」などなど。西淀川高

校の皆さんは、活発に発言される方が多く、授業としてはスムーズに進んでいきます。

私は、そうした意見に対し、どうしてそういえるのか、どの事実からそれがいえるか、その意見を裏付ける証拠はあるか等のコメントを返していきます。生徒たちからは「ただなんとなく。」なんて冷たいコメントが返ってくるかと思いきや、確かに…といった様子で、自分の意見を裏付ける事実や証拠を探してくれます。そうしたプロセスを何度か繰り返していく中で、徐々に「この事実からこう思う」や、「この証拠があるしこうだろう」といった意見が出てくるようになりました。あくまで事実と証拠から判断するという刑事裁判におけるルールが存在を無意識のうちにも認識してくれたのだと思います。

授業最終日には、模擬裁判を実演した上で、評議に入ります。「やっぱりこの事実からはこの人は犯人だろう」、「この状況を考えるとやっぱりこの人の発言は信用できない。」など随分刑事裁判のルールに則って議論ができるようになったなあと感じました。中にはそもそもこの刑事裁判のやり方ってどうなの？とルールの在り方自体に異議を唱える生徒の方もいました。

3 今回の授業を通じて

今回はあくまで刑事裁判が題材でしたが、社会におけるルールの存在を意識し、ルールの枠内で考えてみる。ルールを用いて自分の意見を補強することや、時にはルールの在り方自体に異議を唱え、ルールを作り替えていく。

私は今回の授業を通じて、そんなルールを意識した思考方法を、社会に出る前段階である生徒たちに少しでも持ってもらえたらと思っていました。授業を通じて少しずつ変化していく生徒たちを見て、少しは授業の目的が達成されたかなあと感じるとともに、もっといい授業ができるようになりたいと思いながら教室を後にしました。